2022 年 12 月 26 日

2022 年度第 2 回全学 SD 研修会
「授業目的公衆送信補償金制度に関する全学 SD 研修」報告書

図書館長　田中始男

（1）研修の目的

著作権法の改正により「授業目的公衆送信補償金制度」が創設され、ICT を活用した授業における著作物の利用円滑化が図られている。例えば、著作物を含むオンデマンド型の授業教材を作成・配布するために必要な「権利者の許諾等」が不要となるなど教材作成環境に大きな変化が生じている。制度の趣旨や仕組について正しく理解することを目的として研修を実施した。

（2）研修内容

オンデマンド方式（Cerezo「全学 SD」コースの研修教材）で、開催期間を令和 4 年 9 月 20 日～令和 4 年 10 月 10 日（月）として実施した。

研修教材は文化庁講習会の講演動画（授業目的公衆送信補償金制度の現状と留意点）と視聴後の理解状況を確認するアンケートで構成した。講演動画では、改正された著作権法の下での、授業教材に著作物を使用する際の留意点について具体例を踏まえた詳細な説明が行われ、更に授業目的公衆送信補償金制度の解説や関連団体及びその運営体制の紹介などが行われた。視聴後のアンケートでは、講演内容に関する質問項目を 7 つとし、自由記述形式で質問も受け付けた。さらに著作権に関する講演会開催の要望調査も行った。

（3）アンケート

オンデマンド視聴者 285 名からの回答の結果を次ページに示す。受講後の状況について「初めて知った」「講習会動画視聴で理解が深まった」「既に理解していた」の 3 択で調査した。全ての回答で「既に理解していた」は 10%を下回り、研修によって「講習会動画視聴で理解が深まった」「初めて知った」は 90%以上であった。多くの参加者が制度及び著作権について理解を深めたといえる。

福山大学の制度加入状況に関する質問では「初めて知った」は 65.3%、SARTRAS からの報告依頼に関する質問では「初めて知った」は 83.2%となっており、研修によって全学の教職員に広く周知できたといえる。

「教育と著作権に関して具体のケースについても質問が可能な対面形式の研修会について」は開催希望が 46.3%であった。希望は過半数に近く、対面形式の研修が可能となる環境が整った後、要望等を再調査して実施形態を含めて検討することが望ましい。

【授業目的公衆送信保証金制度に関する全学 SD 研修　アンケート結果集計】

回答者：285 人

1. 著作権と著作隣接権について

	回答者数	割合
1）既に理解していた	20	7.0%
2）講習会動画視聴で理解が深まった	226	79.3%
3）初めて知った	39	13.7%
合　　計	285	100.0%

2. 使うときでも許諾を得なくていい場合(「権利の制限」)について

	回答者数	割合
1）既に理解していた	25	8.8%
2）講習会動画視聴で理解が深まった	224	78.6%
3）初めて知った	36	12.6%
合　　計	285	100.0%

3. 「複製」，「公衆送信」，「伝達」について

	回答者数	割合
1）既に理解していた	20	7.0%
2）講習会動画視聴で理解が深まった	200	70.2%
3）初めて知った	65	22.8%
合　　計	285	100.0%

4. 著作権法第 35 条の公衆送信に関する改正(2020 年)について

	回答者数	割合
1）既に理解していた	10	3.5%
2）講習会動画視聴で理解が深まった	168	58.9%
3）初めて知った	107	37.5%
合　　計	285	100.0%

5. 著作権法第35条は，一定の条件を満たす場合は，権利者の許諾なしに授業のために著作物等を複製・公衆送信することを認めるものであることについて

	回答者数	割合
1）既に理解していた	28	9.8%
2）講習会動画視聴で理解が深まった	185	64.9%
3）初めて知った	72	25.3%
合　　計	285	100.0%

6. 福山大学は，授業目的公衆送信補償金制度が設けられた2020年より，同制度へ申請済であることについて

	回答者数	割合
1）既に知っていた	99	34.7%
2）初めて知った	186	65.3%
合　　計	285	100.0%

7. SARTRASから利用報告(授業で公衆送信された著作物等の調査・報告)を依頼される場合があることについて

	回答者数	割合
1）既に知っていた	48	16.8%
2）初めて知った	237	83.2%
合　　計	285	100.0%

9. 教育と著作権に関して，具体のケースについても質問が可能な対面形式の研修会について

	回答者数	割合
1）開催を希望する(開催されれば参加したい)	132	46.3%
2）開催は希望しない(参加の予定はない)	147	51.6%
3）未回答	6	2.1%
合　　計	285	100.0%

（4）自由記述のまとめ

自由記述欄へ 19 名の記入があった。著作権及び授業目的公衆送信制度について理解できたとの記述が多くあった。

自由記述での質問は次のとおりであった。質問を Q で示し、回答を A で示している。

Q:サブスクリプション型で配信される番組を授業で使用することの可否。

A: 著作権法第 35 条第 1 項の条件を満たせば、著作物の入手方法に関わらず、著作物を授業のために複製・公衆送信等することができます。なお、著作物の利用がサブスクリプション型の配信の利用規程等に反する場合は、著作権の侵害にはならなくても、契約違反になる可能性はあります。

Q:2018 年から著作権の期間が 50 年から 70 年に改正されましたが、2018 年以降の著作物についてですか。公衆送信の補償金で分配されなかった分は、すべて共通基金になるのでしょうか、または持越しになるのでしょうか。

A: 改正法施行日(2018 年 12 月 30 日)前に創作された著作物であっても、改正法施行日に著作権が存する著作物については改正後の保護期間が適用されます(著作権の原則的保護期間:死後 50 年→死後 70 年)。

また、補償金で分配されなかった分ですが、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会のホームページには、「もし権利者が特定できない、又は連絡先がわからない、といった事情で年度内に分配できない場合は、その分を翌年度の共通目的基金に組み入れます。」と記されています。

Q:厚労省のホームページから公定書をダウンロードして、その中の条文や図等をコピーして講義資料を作成してその資料を学生へ配信若しくは配布することは、授業目的公衆送信補償金制度に申請済みであれば問題ないと思いますが、授業目的公衆送信補償金制度に申請していない場合も問題ないでしょうか?

A: 公定書がどのようなものかわかりませんが、憲法その他の法令や国が発する告示、訓令、通達その他これらに類するものに該当する場合は、権利の目的とならない(著作権法第 13 条)ため、自由に利用することができます。これに該当しない場合であっても、複製や複製物の配布については、著作権法第 35 条第 1 項の条件を満たせば補償金を支払うことなく可能です。配信については、著作権者(この場合は厚労省の可能性が高い)の許諾があれば補償金を支払うことなく利用可能です。

Q:大変複雑で、把握できていないと思います。個々のケースで疑問に思うと不安です。授業で使用したもの(教員が配布したもの)を、学生がさらに複製して、学生自身および他人等に

配布して使用する場合は、どうでしょうか。
A: 学生が、著作権の制限(著作権法第 30 条～第 50 条)で許諾なしに利用することが認められている場合以外の利用をした場合は、当該学生が著作権侵害をしたことになります。なお、学生自身又は学生がごく親しい数人の友人と学習するために複製することは私的使用のための複製として権利者の許諾なしに行うことが認められています(著作権法第 30 条)。

なお、Q＆A の回答は、著作権に詳しい福山大学職員からの回答です。